平成 25 年度　地域活性化総合特別区域評価書【正】

作成主体の名称：　高松市

１　地域活性化総合特別区域の名称

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

２　総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

本特区では、人口減少・超高齢社会においても持続的発展を遂げるため、民間の知恵と地域資産を活用し、地域産業の活性化及び地域固有のコミュニティの維持・再生を図り、持続可能なコンパクト・エコシティのモデル構築を目指すものであり、商業・農業者、地域住民及び行政が互いに協力し、これまでの制度や常識に囚われない新たな発想で、地域の活性化に資する効果のある事業を展開する。

②総合特区計画の目指す目標

各地域で育まれた産業を活性化する内発型まちづくりの観点に立ち、中心市街地と郊外田園地域との連携により、農業、小売業など地域にとって最も基本となる産業の再構築と地域活性化を図る。特に中心市街地では、エリアマネジメントの考え方に基づき、賑わいや魅力創出に資する事業を住民等が提案・実施し、商業の活性化及び定住人口の増を目指す。

また郊外田園地域では、中心市街地再生のノウハウを用い、農業やコミュニティの再生に資する事業に取り組み、新規就農者の増を図ることを目標にする。

③総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成２４年７月２５日指定
平成２５年３月２９日認定
平成２５年６月２８日一部変更

３　目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）

①評価指標及び留保条件

評価指標

評価指標（１）：都心部の居住人口割合[進捗度 0%]
数値目標（１）：26.8%（平成 22 年度実績）　→　28.0%（平成 28 年度末）
[当該年度目標値 26.8%、当該年度実績値 26.7%、進捗度 0%]
評価指標（２）：中央商店街１階空き店舗率[進捗度 91%]
数値目標（２）：14.1%（平成 22 年度実績）　→　10.0%（平成 28 年度末）
[当該年度目標値 13.0%、当該年度実績値 13.1%、進捗度 91%]
評価指標（３）：新規就農者数[進捗度 75%]

数値目標（３）：7 人（平成 22 年度実績）　→　年間 15 人（平成 28 年度末）
［当該年度目標値 12 人／年、当該年度実績値 9 人／年、進捗度 75%］

②寄与度の考え方

該当無し

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

本特区では消費者に近く、販売戦略に優れる商業者と生産能力に優れる農業者等が互いに持つ比較優位性を十分発揮し、相乗効果を生み出す考えである。

具体的には、市街地再開発事業などの新規ハード整備の取組に加え、農産物や工芸品など地域資源の製作・販売の場として商店街の空き店舗等既存ストックを有効活用するとともに、新規就農者等が生産した新鮮な農作物を提供する産直市場の開設や公共交通の利便性向上、歩行者の回遊性を高める公共空間整備等により、中心市街地の魅力と利便性を高め、空き店舗率の改善と居住者の都心回帰を図るものである。さらに、商店街での取組や地域資源を効果的に情報発信していくことで、集客と地域資源のブランド化を図り、魅力ある商品の生産地（郊外田園地域）へグリーンツーリズムとして人々を引き付け、地域全体を活性化するものである。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙１－２）

事業の持続可能な運営・経営を確保するため、需給バランス分析等含む事業内容の再検討に多くの時間を費やし、多くの事業が事業化に至っていない。今後は、関係機関との協議を進め、提案事業についても選択と集中により、早期事業化を目指す。

４　規制緩和を活用した事業の実績及び自己評価（別紙２）

構造改革特区法の特定事業：特定農業者による特定酒類の製造事業（酒税法）

特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい地区において、どぶろくの製造販売が実現した。また、本事業は、計画認定後１０か月間で商品化されるなど、迅速かつ順調に進んでいる。

今後は、その魅力を広く発信し、農業の再生と地域の雇用創出に繋げていく考えである。

５　財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙３）

財政支援：　該当なし
税制支援：　該当なし
金融支援（利子補給金）：　０件

総合生鮮市場事業と公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）について、金融支援（利子補給金）の活用を計画しているが、事業性の問題等から事業計画がまとまらず金融機関協議に至っていない状況である。

６　地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙４）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連す

る民間の取組等）

総合特区指定により、民間事業者、地域住民、行政の連携強化が図られるとともに、都市政策と農業政策との協力体制が構築された。また、地域全体として、各主体が相互に協力して地域の課題解決に取り組もうとする機運が高まる中、これまで実施困難とされていた農地取得の下限面積（農地法施行規則第 20 条の第 2 項第 1 号）の緩和や地域再生に資する地域独自の新規事業を検討・一部実施したことは本市のまちづくりにとって有意義なものである。

7　総合評価

本特区では、民間視点で調査・研究を進め、地域にとって必要な事業として１２事業７規制緩和を提案し、国と地方の協議会や地域協議会、関係機関との協議を行うなど、事業化に向け取り組んできた。これまでに農地取得の最低面積の緩和や地産地消型ショップ導入事業（どぶろく製造販売事業）が実現したほか、総合生鮮市場事業や町営バス拡張事業等を着実に進めている。また協議の過程で対応が困難となったものや資金調達の問題等から一部進捗に遅れのある事業もあるが、代替案等を含め、再検討している。

また、本特区では、期間中において、提案事業の計画−実施−評価−見直しを的確に実施することにしており、計画認定後２年目となる平成２６年度は計画～実施、平成２７年度以降は本格実施の予定である。引き続き官民が連携し、総合特区の目標達成に向けた取組を実施していく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

<table>
<tr><td rowspan="8">評価指標（1）
都心部の居住人口割合</td><td colspan="2"></td><td>当初（平成22年度）</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">数値目標（1）
都心部の居住人口割合
26.8%(平成22年度)→
28.0%（平成28年度）</td><td>目標値</td><td></td><td>26.8%</td><td>27.0%</td><td>27.5%</td><td>28.0%</td><td></td></tr>
<tr><td>実績値</td><td>26.8%</td><td>26.7%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄与度(※)：－</td><td>進捗度
（%）</td><td></td><td>0%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代替指標の考え方または定性的評価
※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合</td><td colspan="6">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業</td><td colspan="6">本特区の政策課題である中心市街地の活性化には都心居住者の増が不可欠であることから、居住環境を向上する以下の取組を行い、平成28年度までに都心部の居住人口割合を28.0%まで回復させることを数値目標とする。
【総合生鮮市場】 食料品店が少なく、業種が偏った商店街において、来街者や居住者のニーズに対応した安価で新鮮な地産生鮮食品を販売し、居住環境の改善を図る。
【情報発信事業】 高齢化が著しい都心部において、日常生活を送る上での利便性や安全・安心の居住環境等の魅力をPRし、郊外部への人口流出に歯止めをかける。
【市街地再開発事業】 住宅床割合と波及効果の大きいDE街区再開発事業の早期事業化を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等
※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等</td><td colspan="6">過去10年間の都心部居住人口割合は、一貫して減少傾向にあるが、総合特区を機に、現状人口の維持を念頭として、回復基調に戻し、平成28年度末には、10年前の値（約28%）を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性</td><td colspan="6">市街地再開発事業の実施直後は、その直接効果と波及効果により居住者の都心回帰の傾向が見られたが、平成25年度は増税前の駆け込み需要による郊外部への新築等により、一部人口の郊外流出が進んだものと考えられる。 一旦拡散化に向かったまちにおいて、都心部の需要を短期的に高めることは難しく、今後とも効果のある事業を粘り強く実施していく必要がある。目標達成のために実施する事業の状況は以下のとおりである。
〇総合生鮮市場事業については、需給バランスを考慮した施設規模や商品の提供を行うため、平成25年度に市場調査を実施した。今後、調査結果に基づく施設検討を行い、早期開設を目指す。
〇情報発信事業については、インターネット等の媒体を活用して、積極的にPRしているが、今後は、商店街の道路にベンチと一体となったデジタルサイネージ等の設置に向け、道路管理者等と協議を進める。
〇DE街区再開発事業については、地権者調整に不測の日時を要し、準備組合の設立に至っていないが、十分な協議・調整を行うとともに、設立後は説明会や勉強会を積極的に開催していく。なお、高松市は勉強会の開催等に要する費用の一部を支援していく予定である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部要因等特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
特区申請時の構想と現在の方針の違いを明確にするとともに、JAや卸売り市場関係者との協議を進め、本事業の基本構想を再構築する必要がある。また、予定通り進捗しない理由には資金計画が立たないことも挙げられているので、事業主体と想定されている商店街振興組合及びまちづくり株式会社の本事業に係る資金計画を明らかにする必要がある。	自己資金を持たない民間主導型事業の場合、補助を受けても、自己負担分の資金調達が不可欠となる。そのため、事業費圧縮と収益等の継続性確保に向けた事業手法への再検討や事業スキームの工夫（土地の所有と利用の分離など）を行っている。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

<table>
<tr><td rowspan="8">評価指標（2）
中央商店街1階空き店舗率</td><td colspan="2"></td><td>当初（平成22年度）</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">数値目標（2）
中央商店街1階
空き店舗率
14.1%(平成22年度)→
10.0%（平成28年度）</td><td>目標値</td><td></td><td>13.0%</td><td>12.0%</td><td>11.0%</td><td>10.0%</td><td></td></tr>
<tr><td>実績値</td><td>14.1%</td><td>13.1%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄与度(※)：－</td><td>進捗度
（%）</td><td></td><td>91%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代替指標の考え方または定性的評価
※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合</td><td colspan="6">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業</td><td colspan="6">中心市街地の空き店舗の増及び小売販売額の減に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化は、都市機能の低下のみならず、郊外田園地域を含めた広域的交流の阻害要因となるなど、本市全体の活力を低下させる。このため、中心市街地において、以下の事業を実施し、中心市街地への需要を高め、空き店舗率を10.0%まで回復させる。
【地産地消型ショップ導入事業・総合生鮮市場事業】 市民ニーズに対応した店舗の開設に空き店舗等を活用する。
【公共空間整備事業】 既存再開発ビルの上部階に連絡通路を設けることで、商店街全体の回遊性を向上させ、利用しやすい施設と魅力ある空間を提供する。
【情報発信事業】 商店街の店舗情報やイベント情報等をリアルタイムで消費者に発信し、来街意欲を高める。
【市街地再開発事業】 DE街区再開発事業の早期事業化を図る。
【その他】その他、カーシェアリング事業や町営バス拡張事業等を行い、来街者等の利便性を向上させることで中心市街地の魅力を高める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等
※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等</td><td colspan="6">これまで実施した市街地再開発事業等の相乗効果により、中央商店街の空き店舗率は一部のエリアでは改善基調にあるが、全体としては、依然として厳しい状況にある。平成２８年度末までに、バブル崩壊後の平均的な水準である１０パーセントまで回復させることを目標に、各年度比例按分値を設定する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性</td><td colspan="6">空き店舗率については、これまで実施した市街地再開発事業の波及効果等により改善傾向にあるが、引き続き商業需要を高める事業を実施していくことが重要である。しかし、早期事業化を目指していた公共空間整備事業は、国の補助採択協議が整わず、資金調達が困難な状況である。また、事業計画を作成する中で、民間独自の取組として採算性が厳しい事業や地権者調整・合意に時間を要する事業は、進捗が遅れている。今後は、選択と集中により、行政による効果的な支援と他事業との連携等により、早期事業化を目指す。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部要因等特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
・ショップ導入事業については今後の見通しが不明になっているので、具体的な計画を改めて作る必要がある。どぶろく事業については、どぶろくの製造と併せて中央商店街での販売の具体化と原料米の特区内生産の拡大の計画的推進が必要である。 ・C街区の上層階への連絡通路の設置については、経産省が補助事業実施済みとの理由で追加的補助を認めないため、事業実施にいたっていない。この連絡通路は関係するマンションの利便性向上にはつながるが、高潮対策を考慮にいれても費用対効果が低く、経産省の補助事業についての一般的見解を覆すだけの説得力があるとは思えない。したがって、「現行制度で対応可能」とされたD・E街区の民間公共広場の設置など新規事業に注力した方がよい。 ・ホームページの作成、デジタルサイネージの整備など予定通り進捗している。内容については、消費者の立場に立ったものにすることが大事である。なお、デジタルサイネージは、商店街の景観に配慮する必要がある。	・地産地消型ショップ導入事業については、採算性などの問題から単独実施が困難な状況である。そのため、既存店舗や他事業と連携し、初期投資を抑える方向で調整中である。※どぶろくの販売所として、平成26年5月末に既存店舗（まちのシューレ）との合意が成立した。 ・これまでの協議結果を踏まえ、商店街の回遊性を向上する取組については、本地区最後の大規模ハード事業となるD・E街区再開発と併せた整備を行う。この場合、隣接施設を含む商店街全体のユニバーサルデザイン化や防災性を考慮し、快適で安全な市街地空間を提供する。 ・総合特区を機に、HPや広報誌、メディアを活用した情報発信活動を強化した。商店街の休憩施設に併設するデジタルサイネージについては、エリアマネジメント方針に基づき、景観と通行の支障とならないデザインとする。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

<table>
<tr><td rowspan="8">評価指標（3）
新規就農者数</td><td colspan="2"></td><td>当初（平成22年度）</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">数値目標（3）
新規就農者
7人/年(平成22年度)→
15人/年（平成28年度）</td><td>目標値</td><td></td><td>12人／年</td><td>12人／年</td><td>12人／年</td><td>15人／年</td><td></td></tr>
<tr><td>実績値</td><td>7人／年</td><td>9人／年</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄与度(※):－</td><td>進捗度
（%）</td><td></td><td>75%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">代替指標の考え方または定性的評価
※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合</td><td colspan="6">該当なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業</td><td colspan="6">本特区の政策課題である地域産業の衰退の解決には農業の再生が不可欠であることから、以下の事業に取組み新規就農者数を平成28年度までに15人／年とすることを数値目標とする。
【総合生鮮市場事業】就農者の安定した収入を確保するため、中央商店街に総合生鮮市場を開設する。
【どぶろく製造販売事業】就農者の収益確保と持続可能な農家経営のため、農作物に付加価値を付ける取組を行う。
【農地法施行規則第20条の緩和】農地取得の下限面積を40アールから20アールへ変更することで新規参入を容易にする。
【農業人材育成事業】高齢化が進む農業において、若い世代を対象とした人材育成を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等
※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等</td><td colspan="6">年間の新規就農者数を平成28年度末までに20～22年度実績値（総合特区指定申請時に入手可能であった最新データ）から倍増させることを目標に設定する。
（参考：H20年度7人、H21年度8人、H22年度8人、H23年度7人、H24年度12人）</td></tr>
<tr><td colspan="2">進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性</td><td colspan="6">平成25年度の新規就農者数は、平成24年度値と比べ減少したものの、全体として増加傾向にある。特に平成25年度には、農地取得面積の最低限度の緩和や地元産米を使用したどぶろくの製造販売事業を実現したが、当初計画に掲げた農業人材育成事業等新規事業の実施にあたっては、採算性や事業リスクの問題から、民間による実施が困難な状況である。今後は、青年就農給付金制度等既存制度を効果的に活用するとともに、官民の役割分担についても、再検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">外部要因等特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
該当なし	該当なし

総合特区工程表（5年間スケジュール）
特区名：中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

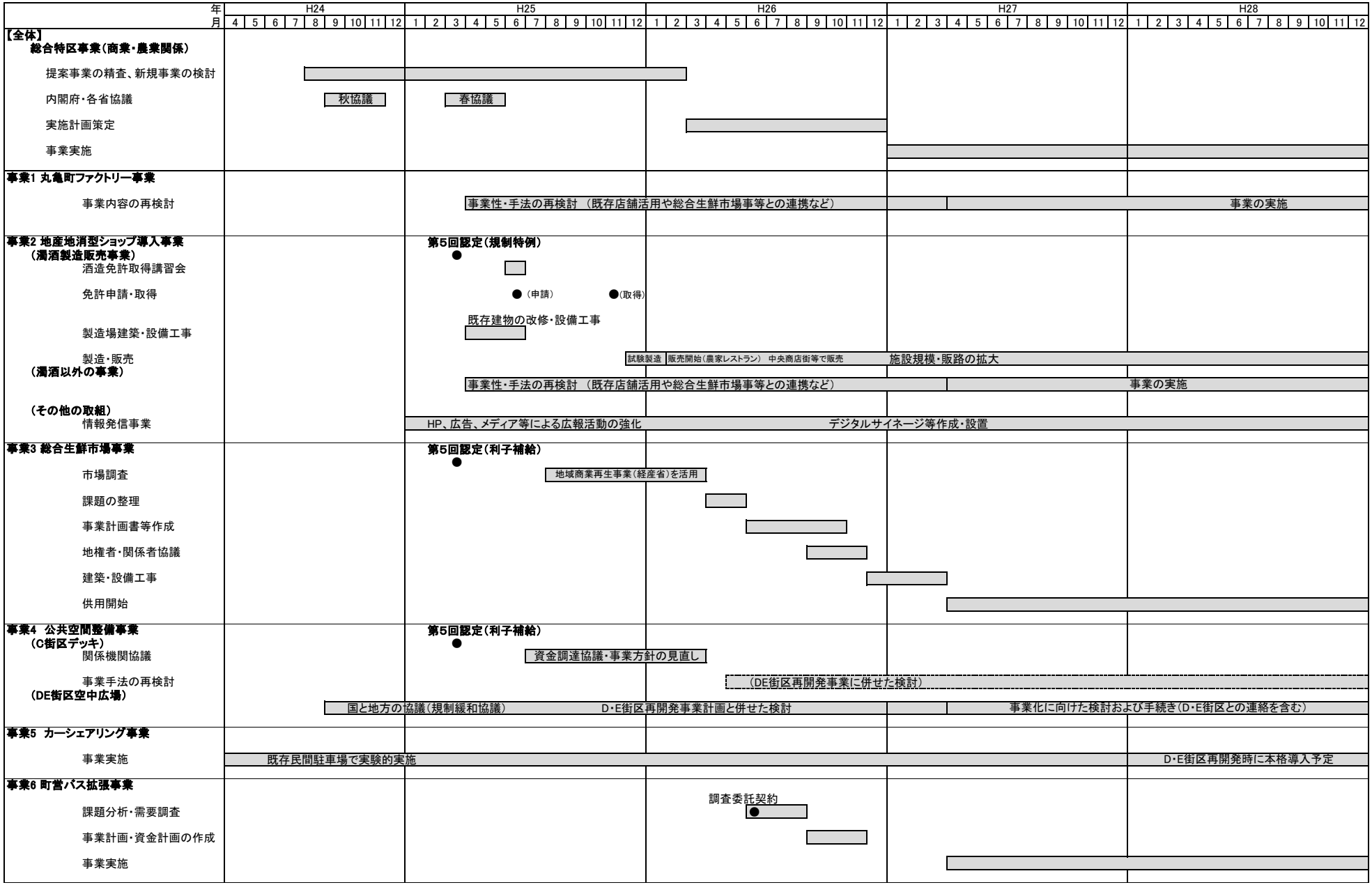

事業7 丸亀町商店街福利厚生事業					
課題分析		事業内容の検討・方針の決定			事業の実施
事業8 D・E街区再開発事業					
		現状把握・課題整理	勉強会の実施	準備組合の設立 ●	事業化に向けた検討および手続
事業9 高松型農地再生事業					
規制緩和（地域独自の取組）		農地取得面積最低限度の緩和 ●			
耕作放棄地等の有効活用		新規就農支援（既存制度活用）			
その他の取組		農地バンク制度の創設	既存制度の活用		
事業10 農業人材育成事業					
実施検討		現状把握・課題整理	既存研修制度（青年就農給付金）の積極的活用		
事業11 コミュニティ・レストラン・カフェ事業					
実施検討		実施主体・手法の検討			事業の実施
事業12 市民ファンド創設					
関係機関協議					
少人数私募債の発行		**H25.3.31少人数私募債発行** ●			
募集開始		私募債の募集・新たな資金調達に向けた検討			

（注）工程表の作成にあたっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で、提出すること。

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定国際戦略（地域活性化）事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
地産地消型ショップ導入事業 （濁酒製造販売事業）	数値目標（1） 数値目標（3）	平成25年11月に酒類製造の免許取得後、26年2月に商品化が実現し、現在農家レストランで販売中。今後は、規模拡大を行い、商店街や道の駅等で販売する予定。	【販売実績（H26.2～H26.3）】 155本×1,500円／本=232,500円 ※小ロット生産であり、販売即完売の状況。	総合特区計画認定後、1年以内に商品化が実現した。今後は、販路拡大やどぶろく祭り等地域主体のイベントの実施、さらにグリーンツーリズムなどにより、地域活性化を図る。	規制所管府省名：財務省 □ 特例措置の効果が認められる □ 特例措置の効果が認められない ⇒□要件の見直しの必要性あり ■ その他 ＜特記事項＞ 商品化の実現が平成26年2月のため、現時点で評価を行うことは困難だが、引き続き事業を推進していただきたい。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
					規制所管府省名：＿＿＿＿＿＿ ＜参考意見＞

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
道路上空の連絡通路や民間公共広場の設置は、特定行政庁の許可で実施可。	数値目標（1） 数値目標（2）	D・E街区内の空中広場は、現行法で対応可能であることを前提に、再開発計画を検討中。	－	国と地方の協議により、実施困難と考えていた施設計画が可能となったことは評価できる。今後、関係機関との協議により、計画を具体化する。	規制所管府省名：国土交通省 規制協議の整理番号：2054 ＜参考意見＞

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
C街区の上層階への連絡通路の設置については、経産省が補助事業実施済みとの理由で追加的補助を認めないため、事業実施にいたっていない。この連絡通路は関係するマンションの利便性向上にはつながるが、高潮対策を考慮にいれても費用対効果が低く、経産省の補助事業についての一般的見解を覆すだけの説得力があるとは思えない。したがって、「現行制度で対応可能」とされたD・E街区の民間公共広場の設置など新規事業に注力したほうがよい。	これまでの協議結果を踏まえ、商店街の回遊性を向上する取組みについては、D・E街区再開発と併せた整備を行う。この場合、隣接施設を含む商店街全体のユニバーサルデザイン化や防災性を十分考慮し、快適で安全な市街地空間を提供する。

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
		財政支援要望	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		国予算(a)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		自治体予算(b)（実績）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
		総事業費(a+b)	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
		件数					

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
総合生鮮市場事業 公共空間整備事業 （高松丸亀町商店街回遊性向上事業）	数値目標（１） 数値目標（２） 数値目標（３）	件数	－	－	0	0	総合生鮮市場事業と公共空間整備事業（高松丸亀町商店街回遊性向上事業）について、金融支援（利子補給金）の活用を計画しているが、事業性の問題等から事業計画がまとまらず金融機関協議に至っていない状況である。

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
DE街区市街地再開発事業	数値目標（１） 数値目標（２）	平成25年度は再開発事業の早期事業化に向け、地権者調整や説明会の開催等に要する経費の一部を支援するため予算化。しかし、調整が難航し、平成26年度に再計上。　（予算額550千円）	輻輳する権利関係や地権者の高齢化など、事業の初期段階における調整には多大な時間を要するが、市が補助金という形で関与することで、事業に具体性が増し、事業が促進する。	高松市
町営バス拡張事業	数値目標（１） 数値目標（２）	平成25年度は、バス利用の需要調査実施に向け、関係者協議及び予算要望を行った。	来街者や高齢者・障がい者等を含む周辺住民の移動手段確保は地域にとって必要な事業である。早期導入に向け、H26年度に調査費を支援する。	高松市

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

■規制緩和・強化等

規制緩和

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
農地取得面積の下限面積の緩和（40a→20a）	数値目標（３）	農地取得等における下限面積緩和（農地法第３条許可）による申請状況平成25年度実績（20a～40a） 件数：79件　面積：約110,000㎡	規制緩和後、柔軟な就農が可能となるとともに小規模な耕作放棄地が解消されるなど、規制緩和の効果が伺える。	高松市

規制強化

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名

その他

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	
民間の取組等	

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]